

平成27年度「学用品等購入費」「新入学児童生徒学用品費」対象品目一覧表 「別表」

- **聾学校で使用するもの**が対象です。
- 請求は「就学奨励費受給に係る学用品等購入調書」を記入の上、封筒に入れた領収書またはレシートと一緒に担任の先生に提出してください。

項目	学用品等購入費		新入学児童生徒学用品費 (新入生のみ対象)
	学用品購入費 (全員対象)	通学用品購入費 (在校生・転入生対象)	
対象品目 参考例  【 】内は 具体例  (※家庭で 使用するも のは不可)	1 ノート・筆記用具類 【ノート、鉛筆、消しゴム、筆箱、ボールペン、クレヨン、書道用具、のり、はさみ、ホチキス等】 2 副読本、練習帳、辞典類 体育用シューズ類 【ドリル、ワークブック、辞典類、地図帳、楽器類、上履き、視聴覚障害者に必要な学用品等】 3 実験・実習用の材料・作業衣類 【調理実習の材料、裁縫道具、体育着、給食着、作業実習用靴、作業衣、エプロン、水着等】 4 幼児の保育に必要な教育的保育用品類【粘土、折り紙、お絵かき帳等】 5 パソコンソフト等のIT関連の学用品類【パソコンソフト、記録メディア等】 6 その他聾学校で必要とする教材教具類	1 通学用品類 【通学用靴、通学用カバン、雨靴、雨傘、帽子、定期入等 その他、通学の際必要となるもの】	1 学用品類 【学用品購入費の対象品目参照】 2 通学用品類 【ランドセル、通学用カバン、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子、定期入、通学用自転車等】 3 制服・作業衣類 4 その他 入学にあたって通学または学校で必要として購入したもの  ※ 通学用自転車は自転車通学生のみ対象
購入時期	聾学校に在籍している間に購入		2月1日～6月30日
対象外品目 参考例  【 】内は 具体例	・日用品【洋服、下着類、靴下、洗面用具等】 ・日常生活用具【近視矯正用眼鏡、補装具等】 ・部活動等任意の活動に必要な物 ・通信販売の送料、振込手数料 ・飲食物等【クリスマス集会でのケーキ等】 ・他制度での支給があった物（自己負担分が生じても不可） ・その他聾学校では使用又は必要としない物品等		

※本表はあくまでも一例であり、掲載してあるもののうち、対象となる経費として認められるものが支給対象となります。